

社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（令和2年度：法人編）

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班 R3.4月作成

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠
①	定款の記載事項	定款に記載されている基本財産が、登記内容と一致していない。	社会福祉事業の用に供する不動産については、基本財産として定款にすべて記載する。	社会福祉法第31条第1項
②	評議員の選任	評議員会を2回連続して欠席している評議員がいる。	当該評議員が評議員会に出席できるよう開催日時の調整を出来るだけ行う。（*日程調整を行っても、欠席が続くようなら、評議員交代を検討する。）	社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日社援第2618号）別紙1「社会福祉法人審査基準」第3の1の(3)>
③	評議員会の招集	評議員会を招集通知の省略で行うことの、評議員の同意及び理事会の決定が確認できない。	評議員会を招集通知の省略で行う場合は、評議員全員の書面又は電磁的記録により同意を取るとともに、評議員会の日時、場所、議題、議案の内容について理事会の決議を行う。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第183条準用）
④	評議員会の招集	評議員会を決議の省略で行うことの、理事会の決定が議事録で確認できない。	評議員会を決議の省略で行う場合は、議決に加わることができる評議員全員の書面又は電磁的記録により同意を取るとともに、理事会において、決議の省略を行う旨の提案等の記録を残しておく。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び第195条準用）
⑤	評議員会の招集	評議員会の開催通知が、理事会の決議前に出されている。	評議員会を招集する場合には、必ず、評議員会の日時、場所、議題、議案の内容を理事会で決議した上で、招集通知を行う。	社会福祉法第45条の9第10項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項準用）
⑥	評議員会の招集	定時評議員会について、決算理事会から2週間を空けずに、定時評議員会が開催されている。	定時評議員会の開催時期については、決算の承認を受ける理事会後、計算書類等を主たる事務所に備え置いてから2週間（中14日）以上は空ける必要がある。	社会福祉法第45条の32第1項
⑦	評議員会の議事録	評議員会で決議の省略を行った場合の、議事録が作成されていない。	決議の省略を行った場合でも、必ず議事録を作成する。	社会福祉法施行規則第2条の15

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠
⑧	理事の選任	理事会を連続して欠席している理事(監事)がいる。	当該理事(監事)が理事会に出席できるよう開催日時の調整を出来るだけ行う(*日程調整を行っても、欠席が続くようなら、理事交代を検討する。)	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援第2618号)別紙1「社会福祉法人審査基準」第3の1の(3)>
⑨	監事の選任	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が得られていない。又は、同意があることについて確認できない。	理事会で次期監事の選任議案を決議する場合には、事前に現任の監事全員から、次期監事の選任について同意する旨の「同意書」を徴取する。(監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印したものに限る。))でも可。)	社会福祉法第43条第3項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項準用)
⑩	理事会の招集	定時評議員会で新理事を選任した直後(同日)に開催した理事会(理事長を選任するための理事会)において、新理事・監事から同意書が取られていない。	・正式な理事選任前の招集通知は無効であるため、定時評議員会終了後速やかに招集通知を省略して理事会を開催することの同意書を新理事、監事全員から取る。さらに、理事会の冒頭で、招集通知を省略して開催することの同意を新理事、監事全員から得たことを議事録に記載する。 ・当日に理事会を欠席する新理事又は監事がいる場合は、その場で全員の同意書が徴取できないが、理事会の開催前にFAX等何れかの方法で同意を確認する。	社会福祉法第45条の14項第9項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項準用)
⑪	理事会の運営	理事長(業務執行理事)の職務執行状況について、理事会へ報告が行われていない。	・理事長(業務執行理事)は理事会において、3カ月に1回以上(又は毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上)、自らの職務執行の状況を報告する。 ・理事長(業務執行理事)自らが実際に開催された理事会で報告を行うとともに、法に定める報告が行われたことを議事録に明記する。(*「報告の省略」の手続きはとることはできない。)	社会福祉法第45条の16第3項
⑫	評議員、理事及び監事の報酬	理事及び監事の報酬等の額について、定款において、「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定しているが、評議員会の決議で定められていない。	理事及び監事の報酬等の額について、定款で「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定している場合は、評議員会の決議により、理事及び監事それぞれの報酬等の総額の範囲を報酬規程に定める。	社会福祉法第45条の16第4項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条準用) 社会福祉法第45条の18第3項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項準用)
⑬	評議員、理事及び監事の報酬	評議員の報酬等について、定款では無報酬と規定されているが、役員等報酬等及び費用弁償規程において、評議員会開催に係る旅費として10,000円支給と規定されている。	交通費の実費相当分を超える部分は報酬に該当するため、評議員の報酬について無報酬とする場合は、交通費を実費相当分とする規程の改正を行う。	社会福祉法第45条の8第4項(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条準用)、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて(問45)

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠
⑭	経理規程	経理規程の内容が、法令、通知又は新会計基準に基づいた内容になっていない。	法令、通知又は新会計基準に基づいた内容に変更を行う。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日社援基発0331第2号)別紙 1-(4)
⑮	会計処理	勘定科目の大区分で予算流用が行われている。	大区分での予算不足が生じる場合には、予算の補正を行い、理事会の承認を得る。	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日社援基発0331第2号)別紙 2-(2)
⑯	国庫補助金	補助金事業等収益明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書の国庫補助金の額が記載されていない。	補助金事業等収益明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に国庫補助金の額を記載し、事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金の計上額と一致させる。	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚労令第79号)第2条、第30条 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日社援基発0331第2号)別紙 25
⑰	財産目録	財産目録が従来の旧様式で作成されている。 財産目録の記載要領に一部不備がある。	・国通知で定められた様式で作成する。 ・国通知の記載上の留意事項に従い次のとおり作成する。 預金は、金融機関及び支店名を記載する。 拠点区分ごとに記載するのは土地及び建物とする。 車両運搬具は、会社名及び車種を記載する。 各資産の使用目的を簡潔に記載する。	社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚労令第79号)第34条 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日社援発0331第39号)別紙 26、別紙4
⑱	登記	登記事項の変更登記が期限内に行われていない。	登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に行う。	組合等登記令(昭和39年3月23日政令第29号)第2条、第3条
⑲	契約	賃貸契約の契約書がない。	契約の根拠となる契約書及び契約伺いについて作成する。	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日社援基発0329第1号課長通知)1-(4)